

○内閣府
総務省 令第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二百二十条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年 内閣府 令第三 総務省

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔二〇四の四 略〕</p> <p>五 銀行法第十条第二項に規定する業務（同項第九号に掲げる業務のうち特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>〔五の二〇二十七 略〕</p> <p>〔二〇七 略〕</p>	<p>第十三条 〔同上〕</p> <p>〔二〇四の四 同上〕</p> <p>五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>〔五の二〇二十七 同上〕</p> <p>〔二〇七 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。